

試験日	2025 年 9 月 13 日（土）
入試種別	大学院入学試験(4 月入学)修士課程 秋期試験 一般入試
学部・研究科	法学研究科
科目名	行政法
解答例又は採点時の評価ポイント	
採点時の評価ポイント 単に結論を書くのではなく、①適用条文の指摘、②条文内容の説明、③事実へのあてはめ、④結論まで書けているかを重視する。特に問 1 は「適用条文を挙げつつ、その内容を説明」することが明示されていること。 事例の具体的事情、すなわち意見陳述の機会が与えられていないこと、通知書の記載が条文引用にとどまること、指示処分を経っていないこと、事故原因が後に B 社製資材であったと判明したこと、停止期間が既に終了していることを答案で適切に使っているかを評価する。 問 1 行政手続法 13 条と 14 条を別個の違法事由として区別し、それぞれについて条文趣旨と本件事実へのあてはめができていないこと。 問 2 建設業法 28 条 1 項 1 号の要件を正確に捉えていること、建設業法 28 条 3 項の営業停止処分に直行した点の問題を指摘していること、監督処分基準「三 1 (1)」の基本的考え方を使っていること、監督処分基準「三 2 (1) 公衆危害」の具体的基準を使っていること。 問 3 相手方（国土交通大臣）の主張を「訴えの利益」の消滅と正確に捉えたうえで、将来の不利益としての「加重処分リスク」を指摘し、A 社が「なおも回復すべき法律上の利益」を有しているか否かを検討していること。 ※ 監督処分基準については、法的拘束力を有しない行政規則（内部基準）であることに触れた上で、裁量判断の合理性・平等性・信頼保護との関係から、問 2 については裁量権逸脱濫用の審査の基準になる、問 2 については実務上この基準に従った加重運用がされる蓋然性が高く、訴えの利益を基礎づけると書ければ高評価とする。	